（別紙様式４）

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和５年8月1日※1
（前回公表年月日：令和元年7月15日）

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
大阪保健福祉専門学校	平成9年2月6日	近藤　雅臣	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原１－２－47 （電話）06-6396-2941
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人 大阪滋慶学園	昭和63年11月1日	浮舟　邦彦	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原１－２－43 （電話）06-6392-8119

分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	看護学科	平成12年 2月 8日 文部科学省告示第 15号	―

学科の目的	看護師として必要な専門知識・技術・態度を習得し、人間愛を基盤とした豊かな感性と高い倫理観を持って、保健・医療・福祉における看護の役割を果たし、広く社会に貢献することができる有能な人材を育成する。
認定年月日	平成26年3月31日

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	2910時間	1800時間	285時間	1035時間	―	―
							単位時間

生徒総定員	生徒実員	留学生数（生徒実員の内	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人	253	0人	18人	43人	61人

学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日 ※必要がある場合、学校長が上記に定める前期の終期および後期の始期を変更する。	成績評価	■成績表：　有 ■成績評価の基準・方法 成績の評価は学則第23条に定めるところにより、試験のほか、学業状況を勘案して行い、各学科とも最終学年の終わりには卒業試験を行う。所定の授業日数の3分の1以上欠席している者はその科目について評価を受けることができないので、進級または卒業することができない。また、各学年において欠席日数が出席すべき日数の3分の1未満であっても、各科目及び実習にかかる出席時数が所定の時数に満たない者は、補習を受けなければ進級又は卒業することができない。
長期休み	■学年始め：学校長が定める日 ■夏　季：学校長が定める日 ■冬　季：学校長が定める日 ■学 年 末：学校長が定める日	卒業・進級条件	授業科目の成績評価は、各学科で定める試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。また、各科目の授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができない。上記の評価に基づき、履修認定会議、卒業・課程修了判定会議を経て、学校長が行う。
学修支援等	■クラス担任制：　有 ■個別相談・指導等の対応 各担任が責任を持って対応し、必要に応じて学生相談室（学園専用）の案内、学費相談窓口への取次ぎも行っている。学修支援としては、放課後補講や休日補講などの対応を行っている。	課外活動	■課外活動の種類 学外実習・ボランティア・体育祭、学園祭等の実行委員会等 ■サークル活動：　有
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等（令和4年度卒業生） 病院など ■就職指導内容 ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰに学科専属のｽﾀｯﾌが常駐しており、履歴書指導、面接指導、公務員対策などを実施。学生、担任、ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰが一丸となって就職活動を行っている。 ■卒業者数　67　人 ■就職希望者数　63　人 ■就職者数　63　人 ■就職率　100　% ■卒業者に占める就職者の割合　94.2　% ■その他 大学・短大への進学2名 就職希望無し2名 令和　4 年度卒業者に関する 2023年5月1日 時点の情報）	主な学修成果（資格・検定等）※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 （令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報） 看護師 ② 67 65 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等） ■自由記述欄
中途退学の現状	■中途退学者　15 名　■中退率　6 % 令和4年4月1日時点において、在学者249（令和４年4月1日入学者を含む） 令和5年3月31日時点において、在学者234名（令和5年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 進路変更、意欲喪失、経済的 ■中退防止・中退者支援のための取組 キャリアサポートアンケートの実施、担任制、学生相談室（専属カウンセラー）の設置など		
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：　無 ■専門実践教育訓練給付：　給付対象 ※前年度給付実績者数0人		
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価：　有 （特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構、令和4年、専門学校等評価基準Ver.4.0適用）		
当該学科のホームページURL	http://www.ochw.ac.jp/gakka/kaigofukushi_day		

（留意事項）

1．公表年月日（※1）

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2．就職等の状況（※2）

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）（25文科生第596号）」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

（1）「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員（雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいいます。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

（2）「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う）。

（3）上記のほか、「就職者数（関連分野）」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

３．主な学修成果（※3）
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他（民間検定等）の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果（例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等）について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

本科においては看護師養成所3年課程として厚生労働省指定の教育課程を履修することになり、その科目の中で企業等と連携する授業科目については専門分野と統合分野における各領域の「実習」と名のつく科目である。各実習においては、連携する企業等にて実習を行う学生（以下、実習生とする）を指導する者（以下、実習指導者という）に指定の要件が求められる上、企業等の受入れ人数が学生数より不足している場合は、新たに受け入れ可能な企業等を探し、実習施設変更手続きを厚生労働省へ行わなければならない。また既に指定を受けている企業等においても、毎年度の実習生の状況を把握した上で適切な指導を行っていただく必要がある。
そのため本科では、3年計画で当該科目の開講準備を進め、前年度から各企業等に実習受入れの依頼にあたり、実習受入れ人数と実習指導者の有無等を確認し、受け入れ承諾が確認できた企業等ごとに、看護部長や実習指導者と本校教員と「臨床指導者会」を開催し、実習のねらいや方法など実習指導要項の説明をし、具体的な指導方法について教員・指導者が共通認識できるようにしている。
今後は教育課程編成委員会等でもこれらの結果を活用し、委員会の審議を通じて示された企業等の要請、その他の情報や意見を十分に活かすことで、実践的かつ専門的な職業教育を実施するに相応しい教育課程の編成に努める。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成については、学内で検討したものを理事会に属する教育課程編成委員会にて審議し、その結果をもとに再度学内で検討し、よりよい教育課程となるよう改善をしていく。
具体的には、まず企業等の連携が重要な科目（本科では各実習）について、企業等ごとに、看護部長や実習指導者と本校教員と「臨床指導者会」を開催し、実習のねらいや方法など実習指導要項の説明をし、具体的な指導方法について教員・指導者が共通認識できるようにしている。その後、3月に講義を担当する教員、講師も交えた形で「講師会議」を開催し、新年度の教育課程全般についての説明を行ない、意見交換を行う。
4月に新年度開始となると、各科目の終了後に学科内で学生の履修状況や担当者（教員、講師、実習指導者等）からの意見、要望等をすり合わせて、授業改善の資料とする。

これらの結果を年2回程度実施する教育課程編成委員会においても、教育課程の改善や授業内容・方法の改善、工夫を行うための資料として活用し、委員会から改善のための提案を学内で再度検討して、よりよい教育課程に改善し、次年度の教育課程を編成することになる。

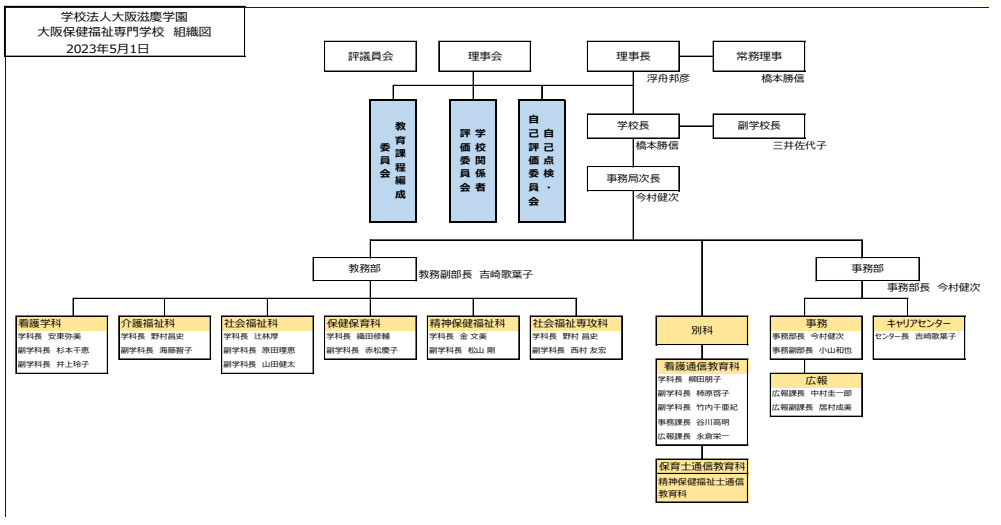

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年9月10日現在

名　前	所　　属	任期	種別
橋本　勝信	学校法人　大阪滋慶学園　大阪保健福祉専門学校　学校長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	
三井　佐代子	学校法人　大阪滋慶学園　大阪保健福祉専門学校　副学校長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	
今村　健次	学校法人　大阪滋慶学園　大阪保健福祉専門学校　事務局次長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	
吉﨑　歌葉子	学校法人　大阪滋慶学園　大阪保健福祉専門学校 教務副部長兼キャリアセンター長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	
安東　弥美	学校法人　大阪滋慶学園　大阪保健福祉専門学校　看護学科　学科長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	
池田　宏子	独立行政法人　国立病院機構　大阪刀根山医療センター　看護部長	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	①
清水　安子	国立大学法人 大阪大学大学院医学系研究科	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	③
朱　恋	国立研究開発法人　国立循環器病研究センター	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）
年2回 （7月、1月（予定））

（開催日時（実績））
第1回 2023年6月30日 18：30～20：00
第2回 2024年1月予定

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
今回の委員会では、「成人看護学実習Ⅱ」や「成人看護学実習Ⅲ」において、実習施設との連携が不十分な点が見受けられたというご意見を頂いた。各実習施設での臨床指導者会で、実習のねらいや方法など実習指導要項の説明をし、具体的な指導方法について本科教員と指導者が共通認識できるようにし、また実習中は実習指導者と学生個々の理解度や実習方法について情報交換や調整を行っているのだが、一部の実習施設で本科教員の説明不足や学生指導力の不足などでスムーズな連携が図れていないところがあったのは確かである。「成人看護学実習Ⅱ」では終末期・回復期にある患者を受け持ち、「成人看護学実習Ⅲ」では急性期にある患者を受け持つ実習で、ともに3年次の重要な12日間の実習であるので、今後は実習指導者への丁寧な説明並びに実習中の問題や課題、評価基準について話し合いができるようにするとともに、学内外の研修等を通じて本科教員の指導力向上に努める。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習生の気質は毎年変化するので、必ず連携する企業等に訪問して科目を担当する実習指導者と会議を行い、実習生となる学生の状況や科目開講時期、内容、評価方法等について説明を行なう。その後、企業等ごとに「実習指導者会」を行って、連携する全企業等と共通認識を図り、新年度の履修開始に備える。
実習期間中に専任教員が連携する企業等を訪問して、実習生の履修状況を確認して学生指導を行い、実習終了時には実習指導者から今回の実習内容等について意見、要望を伺い、次回の改善材料とする。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

企業等（以下、施設とする）と連携しての授業科目は以下の全12科目である。
①「基礎看護学実習Ⅰ：40時間」 ②「基礎看護学実習Ⅱ：80時間」 ③「老年看護学実習ⅠA/B：120時間」
④「老年看護学実習Ⅱ：80時間」 ⑤「成人看護学実習Ⅰ：80時間」 ⑥「成人看護学実習Ⅱ：80時間」
⑦「成人看護学実習Ⅲ：80時間」 ⑧「小児看護学実習：80時間」 ⑨「母性看護学実習：80時間」
⑩「精神看護学実習：80時間」 ⑪「在宅看護論実習：80時間」 ⑫「統合実習：80時間」
各施設でのそれぞれの実習受入れが確定すると、施設内で開催する「臨床指導者会」で、当該実習のねらいや方法など実習指導要項の説明をし、具体的な指導方法について教員と実習指導者が共通認識できるようにしている。実習中は、1病棟につき5～6名の学生を配置しており、本校の実習指導担当教員が1～2グループにつき、1名が必ず付いて、実習指導者と学生個々の理解度や実習方法について情報交換や調整を行っている。
また、「臨床指導者会」では、実習中の問題や課題、評価基準についても話し合いを行って、よりよい実習になるように取り組んでおり、本校の教育理念や教育方法を理解してもらうための学習会を本校にて開催し、また施設で本校の教員が講演を行うなどの活動を通して、看護実践能力をつけるための教育方法について本校教員、実習指導者ともども学習をしている。
なお、各実習の内容等は以下の通りである。
①「基礎看護学実習Ⅰ」授業時間数40時間
1）目的及び概要
学生にとっては始めての臨地実習である。病院の概要について知るとともに、看護の対象の療養環境を理解し、看護の対象、及び看護への関心を深める。また看護学生としての学習態度と主体的な学習方法を身に付けることをねらいとしている。
1．看護の対象及び看護への関心を持ち、主体的な学習ができる。

2. 看護者としての姿勢・態度について考えることができ、看護学生としてふさわしい態度がとれる。
3. 対象の療養環境を理解し、対象にあった環境を整えることが出来る。
4. 既習の看護技術やコミュニケーションを通して、対象の思いを知る。
5. 看護の場や看護活動への理解が深まる。

2）実習内容
1. 実習1日　病院オリエンテーション　実習施設にて（以後、実習終了まで）
2. 実習2～5日　病棟実習では、担当看護師に同行。環境整備、対象とのコミュニケーションをとる。外来実習では担当の診察を受ける患者に同行し、診察のプロセスを知る。
3. 実習6日　実習のまとめ発表

3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断　③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

②「基礎看護学実習Ⅱ」授業時間数80時間
1）目的及び概要
12日間の実習を通して、看護実践に必要な基礎的知識・技術・態度を養うと共に、看護者としての役割と責任、対象(患者・家族)の理解を深めること目的として実習に臨む。
この実習では、対象との人間関係を築き、対象を身体・精神・社会の三側面から捉え、個別に応じた日常生活援助を実践し、その実践を振り返ることをする。また、看護の役割と責任、医療チームの連携・協働についての考えを深める。

2）実習内容
1. 実習1日　病棟オリエンテーション　施設にて（以後実習終了まで）
受け持ち患者の決定
2. 実習2～11日　日常生活の援助の見学・実施をしながら患者の情報を知る。
実施したこと、患者との場面をリフレクションする。バイタルサイン測定や観察が正確に行えるように指導を受けて実施する。
3. 実習12日　実習のまとめ発表

3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断　③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

③「老年看護学実習Ⅰ」授業時間数90時間
1）目的及び概要
少子高齢化の時代であるが、学生は高齢者との関りが少ない。この実習では、病院や介護老人保健施設だけでなく、元気な高齢者を知るために老人福祉センターでの実習も行う。実習の目的として、
1. 老年期にある対象の加齢による身体的・精神的・社会的変化が日常生活に及ぼす影響が理解できる。
2. 老年期にある対象を取り巻く家族を含めた人間関係がわかる。
3. 加齢による身体変化や健康障害が日常生活に及ぼす影響を理解し、それに応じた看護の必要性が理解できる。
4. 老年期にある対象に関わる保健医療チームの中での看護師の役割がわかる。
5. 看護場面における倫理的問題を考えることができる。

2）実習内容
　　1．実習1日　　老人福祉施設にてオリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
利用者とのコミュニケーション、レクレーション参加等
　　2．実習2～3日　　介護老人保健施設
オリエンテーション　日常生活の援助の実施　カンファレンスに参加する。
3．実習4日　　日々のリフレクションをする。（この日のみ学内）
　　4．実習5～12日　　病院実習　オリエンテーション
老年期の対象を受け持ち、対象の情報収集　アセスメント　計画立案　実施を
する。日々カンファレンスを行い、情報の共有、問題解決をする。
最終カンファレンスでは、実習での学びを発表する。
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に
沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような
学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

④「老年看護学実習Ⅱ」授業時間数90時間
1）目的及び概要
健康障害を持つ老年期の対象とその家族が望ましい生活を送るための看護を学ぶ実習である。12日間の
実習を通して、老年期にある対象や家族と関わる。そして優先度の高い健康課題（看護問題）を見出し、
その達成（解決）のために、対象や家族の持つ力（持ち得る力）を活かした支援を計画し、対象の尊厳
を守りながら実施する。また、老年期にある対象や家族への看護の意義と看護師の役割について理解
できることを目的とした実習である。
2）実習内容
　　1．実習1日　　病棟オリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
　受け持ち患者の決定
　　2．実習2～11日　　看護過程の展開：受け持ち患者の情報収集　アセスメント　計画立案　実施
評価をする。日々リフレクションをし、自分の看護援助を振り返る。
カンファレンスでは、グループで問題の検討、共有を図る。
3．実習12日　　リフレクション実習　最終カンファレンス
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に
沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような
学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑤「成人看護学実習Ⅰ」授業時間数80時間
1）目的及び概要
この実習では、慢性病や障害などの健康障害を持つ成人期にある対象とその家族の特徴を理解し、社会
復帰を目指した看護を考え、実践できることである。12日間の実習の中で、何のためにどのような
情報収集するか、またその情報のつながり(原因・要因)を考え、対象の看護上の問題(課題)を導き出し、
その課題を解決する計画を立案し、実施したケアが効果的であったか評価する。

2）実習内容
　　1．実習1日　　病棟オリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
　受け持ち患者の決定
　　2．実習2～11日　　看護過程の展開：受け持ち患者の情報収集　アセスメント　計画立案　実施
評価をする。日々リフレクションをし、自分の看護援助を振り返る。
カンファレンスでは、グループで問題の検討、共有を図る。
3．実習12日　　実習カンファレンス
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に
沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような
学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑥「成人看護学実習Ⅱ」授業時間数80時間
1）目的及び概要
この実習では疾病から回復が困難な成人期の患者とその家族に対してQOLの向上を目指した援助が出来る基礎的な能力を習得することを目的としている。実習の内容としては、回復が難しい患者とその家族に関わる。患者や家族の思いに寄り添い、その人らしく生きていくことを支援する。
2）実習内容
1．実習1日　病棟オリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
受け持ち患者の決定
2．実習2～11日　看護過程の展開：受け持ち患者の情報収集　アセスメント　計画立案　実施
評価をする。日々リフレクションをし、自分の看護援助を振り返る。
カンファレンスでは、グループで問題の検討、共有を図る。
3．実習12日　リフレクション　実習カンファレンス

3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑦「成人看護学実習Ⅲ」授業時間数80時間
1）目的及び概要
この実習は、急激な健康破綻がもたらす生命の危機的状況と精神的苦痛を伴った対象への外科的看護の役割と目的を理解することをねらいとした実習である。手術前・中・後の過程(周手術期)を通して成人期にある対象とその家族の状況を理解し、心身の苦痛に対して必要な看護を提供し、基礎的な能力を習得する。

2）実習内容
1．実習1日　病棟オリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
受け持ち患者の決定
2．実習2～11日　看護過程の展開：急性期にある患者を受け持つ。
アセスメント　計画立案　実施　評価をする。日々リフレクションをし、自分の看護援助を振り返る。
カンファレンスでは、グループで問題の検討、共有を図る。
3．実習12日　リフレクション　実習カンファレンス
3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑧「小児看護学実習」授業時間数80時間
1）目的及び概要
この実習は、小児期にある対象を総合的に理解し、対象の発達段階や健康障害に応じた看護を実践できる能力を育成することをねらいとした実習である。保育所での実習を4日間行い、、乳幼児の正常な成長発達や成長に必要な生活リズムを知り、乳幼児との接し方を学ぶ。また病院（小児科病棟・外来）では、健康障害を持った児を受け持ち、健康障害に応じた看護を計画・実施・評価する。

2）実習内容
　　1．実習1～4日　　保育所実習：保育園の日課にあわせて児と関わる。日々カンファレンスを行い、
情報の共有、学びを深める。施設にて（以後、実習終了まで）
　　2．実習5～12日　　看護過程の展開：小児を受け持つ。
アセスメント　計画立案　実施　評価をする。日々リフレクションをし、自分の
看護援助を振り返る。
カンファレンスでは、グループで問題の検討、共有を図り、最終日にはリフレク
ションでの学びや実習カンファレンスでの学びを発表する。
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に
沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような
学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑨「母性看護学実習」授業時間数90時間
1）目的及び概要
この実習では、周産期における母子の生理的変化や心理・社会的特徴を理解し、母子及びその家族が
順調な経過をたどり、よい状態へ促進するための看護を学ぶ実習である。母子看護の対象である母子
及びその家族をウエルネスの視点で捉えることを通して、対象のセルフケア確立やエンパワメントを
尊重した看護の特徴と、看護の役割や社会資源の活用について理解することを目標としている。
2）実習内容
　　1．実習1日　　病棟オリエンテーション　　施設にて（以後、実習終了まで）
　受け持ち患者の決定
　　2．実習2～12日　　正常妊娠・分娩の経過をたどる褥婦及び新生児を受け持つ。
妊娠・分娩・産褥各期の経過が理解できるように、担当看護師(助産師)と一緒に
ケアを実施する。半日間の外来実習　受け持ち患者の情報収集　アセスメント　計画立案　実施　評価　毎日リフレクショ
ン・カンファレンスを実施する。
最終日　カンファレンスでグループ間での学びを共有し深める。
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に
沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような
学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑩「精神看護学実習」授業時間数90時間
1）目的及び概要
この実習は、障害は精神障害により社会生活に影響を受けている対象を統合的に理解し、対象のセルフ
ケア能力と社会適応能力を支援する看護を実践できる基礎的能力を習得し、また自己洞察する能力を
養うことを目的とする。
2）実習内容
　　1．実習1日　　病棟オリエンテーション　　施設にて（以後、実習終了まで）
　受け持ち患者の決定　テーマカンファレンス
　　2．実習2～11日　　受け持ち患者の日課に沿って日常生活の援助をする。
　対象の全体像を捉え、看護計画立案(発表)する。人権カンファレンスの実施
　　プロセスレコードを撮り、自分の行動特性を知る。
3．実習12日　　リフレクション　実習カンファレンス
　3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断
③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に

沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑪「在宅看護論実習」授業時間数90時間
1）目的及び概要
訪問看護ステーションで8日間、介護老人保健施設のデイが4日間の実習である。疾病や障害を持ちながら在宅で療養、及び生活する人々とその家族を理解し、既習の知識、技術を統合し、在宅における看護を実践するための基礎的能力を習得することをこの実習の目的としている。在宅で療養している対象の特徴を踏まえ、健康状態に応じた援助方法を理解する。

2）実習内容
1. 実習1～4日　デイ　オリエンテーション
レクレーションの企画・実践する。送迎の参加
2. 実習4～11日　受け持ち患者は持たずに、訪問ケースの情報収集　指導者とともに療養者宅を訪問する。カンファレンスではお互いの学びを共有する。
3. 実習12日　リフレクション　知識の再構築を図ると共に実践に活かせる提案をする。
3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断　③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

⑫「統合実習」授業時間数90時間
1）目的及び概要
この実習は、臨床現場のダイナミックスの変化の中で既習の知識・技術・態度を統合させ、看護実践力を身に付けるとともに、他職種の人々と協働し、主体的に対応できる能力を養うことを目的にしている。今までの実習のように一人を受け持つのではなく、複数の患者を受け持ち、援助の組み立てや優先順位を考えられること、病棟管理や看護業務の実際を知ることをねらいとする。

2）実習内容
1. 実習1日　病棟オリエンテーション　施設にて（以後、実習終了まで）
2. 実習2～11日　病棟師長より、病棟管理業務の内容について説明を受け、病棟管理業務の実際を見学する。チームリーダー、チームメンバーに一日同行し情報を伝達する方法、共有する方法について考える。複数患者を受け持ち、ケアの計画・実施をする。
3. 実習12日　実習のまとめ、リフレクションを行い、最終カンファレンスで発表することで、学びを共有する。
3）学修成果の評価方法
実習の評価は、評価基準を①看護を学ぶ事への関心・意欲・態度　②看護実践を考える思考・判断　③看護実践の基本的な技術・表現　④看護活動に対する理解・知識の4つの観点で分類し、実習目標に沿ってルーブリック評価をしている。実習半ば、この評価表を用いて中間評価を行う。今後どのような学習が必要か、不足しているところや課題を学生、指導者、教員と3者で考える面談を行う。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	科　目　概　要	連　携　企　業　等
基礎看護学実習Ⅰ	学生にとっては始めての臨地実習である。病院の概要について知るとともに、看護の対象の療養環境を理解し、看護の対象、及び看護への関心を深める。また看護学生としての学習態度と主体的な学習方法を身に付けることをねらいとしている。学生受け入れ体制がしっかりしていることが実習施設を選定する第一条件である。様々な看護実践場面を見学・経験できることも実習施設には欠かせない条件である。そして、ケアを実践して、実習した学生がその施設に就職を希望するよう施設を選定している。特に、一年次の基礎看護学実習では、看護体制や指導体制が整った施設を選んでいる。	独立行政法人　国立病院機構刀根山病院 箕面市立病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院
老年看護学実習1	少子高齢化の時代であるが、学生は高齢者との関りが少ない。この実習では、病院や介護老人保健施設だけでなく、元気な高齢者を知るために老人福祉センターでの実習も行う。学科の科目のねらいと教育方法について理解していただける施設を選定している。	独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター　介護老人保健施設ウエルハウス協和　箕面市立病院　パナソニック健康保険組合　松下介護老人保健施設 は一とぴ　社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会　介護老人保健施設　ライフポート茨木　等12施設
成人看護学実習Ⅰ	この実習のねらいは、慢性病や障害などの健康障害を持つ成人期にある対象とその家族の特徴を理解し、社会復帰を目指した看護を考え、実践できることである。12日間の実習の中で、何のためにどのような情報収集するか、またその情報のつながり(原因・要因)を考え、対象の看護上の問題(課題)を導き出し、その課題を解決する計画を立案し、実施したｹｱが効果的であったか評価する。施設を選定する基準は、学生の受け入れ体制がしっかりしていることである。よい看護実践を見学したり、経験することができ、実習に行った学生がその施設に就職を希望するような施設を選定している。また、教員と臨床指導者とが効果的でよい指導方法について話し合いが持てる関係性が持てるか否かということも選定の重要な要素になる。	独立行政法人　国立病院機構　刀根山病院 箕面市立病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 独立行政法人　国立病院機構　近畿中央胸部疾患センター 医療法人協仁会　小松病院
在宅看護論実習	訪問看護ステーションで8日間、介護老人保健施設のデイが4日間の実習である。疾病や障害を持ちながら在宅で療養、及び生活する人々とその家族を理解し、既習の知識、技術を統合し、在宅における看護を実践するための基礎的能力を習得することをこの実習の目的としている。在宅で療養している対象の特徴を踏まえ、健康状態に応じた援助方法を理解する。施設を選定する基準は、学生の受け入れ体制がしっかりしていることである。よい看護実践を見学したり、経験することができ、実習に行った学生がその施設に就職を希望するような施設を選定している。また、教員と臨床指導者とが効果的でよい指導方法について話し合いが持てる関係性が持てるか否かということも選定の重要な要素になる。	大阪府看護協会　訪問看護ステーション　医誠会病院訪問看護ステーション　刀根山訪問看護ステーション　めぐみ訪問看護ステーション 他14施設

統合実習	この実習は、臨床現場のﾀﾞｲﾅﾐｯｸｽの変化の中で既習の知識・技術・態度を統合させ、看護実践力を身に付けると共に、他職種の人々と協働し、主体的に対応できる能力を養うことを目的にしている。今までの実習のように一人を受け持つのではなく、複数の患者を受け持ち、援助の組み立てや優先順位を考えられること、病棟管理や看護業務の実際を知ることをねらいとする。施設を選定する基準は、学生の受け入れ体制がしっかりしていることである。よい看護実践を見学したり、経験することができ、実習に行った学生がその施設に就職を希望するような施設を選定している。また、教員と臨床指導者とが効果的でよい指導方法について話し合いが持てる関係性が持てるか否かということも選定の重要な要素になる。	箕面市立病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 独立行政法人　国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

研修等は教員研修規程に基づき、法人本部並びに学校が教員個々の教育経験、在職期間等を考慮し、各教員の希望も踏まえ、研修計画を策定し、研修を受ける機会を提供する。その内容は教員の授業内容・方法及びクラス運営方法などを改善、向上させるとともにマネジメント能力を含む指導力の習得、向上させるためのものとする。
本科では大阪保健福祉専門学校の教員として、看護師養成所の教員として、また自身の専門性を高めるものとして、各研修等の受講をさせている。

（2）研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修内容	対象	時期	企業等との連携内容の概要
大阪府看護学校協議会研修会	全教員（希望者）	7月	大阪府看護学校協議会、他養成校、医療関係機関との連携
日本看護学校協議会学会	全教員（希望者）	8月	日本看護学校協議会、他養成校、医療関係機関との連携

②指導力の修得・向上のための研修等

研修内容	対象	時期
新入職FDミクロレベル研修	新任教員	令和4年3月～4月（VOD）
FDミドルレベル研修	学科長クラス	令和4年7月13日
学科長対象ミクロレベル研修	責任者クラス教員	令和4年7月6日
国家試験対策研修	全教員及び責任者	令和4年7月4日（動画配信）
教職員カウンセリング研修	概ね入職3～5年の教員	令和4年8月（一次）、9月・10月（二次）
マネジメント研修	責任者クラス教員	令和4年10月18日
キャリア教育インストラクター研修	学科長クラス	令和5年1月20日

（3）研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修内容	対象	時期	企業等との連携内容の概要
授業デザイン「教える人としての私を育てる」①	新入職者	3回/年 6月9月12月	他養成校との連携
主体的に考える学生となるための授業・実習指導	学科全教員	5月・8月2回/年	他養成校との連携
マネジメント学会参加	入職後3年以上	2月	学術団体（日本医療マネジメント学会学術大会）との連携
実習指導方法	学科全教員	8月	臨床実習指導者との合同研修。臨床現場との連携。
教育研修			養成校団体（看護学校協議会）との連携。
各教員の専門分野別研修	学科全教員	通年	（どの研修に参加するかは検討中）

②指導力の修得・向上のための研修等

研修内容	対象	時期
新入職FDミクロレベル研修	新任教員	4月ごろ
FDミドルレベル研修	学科長クラス	7月ごろ
学科長対象ミクロレベル研修	責任者クラス教員	7月ごろ
国家試験対策研修	全教員及び責任者	7月ごろ
教職員カウンセリング研修	概ね入職3～5年の教員	8月～11月
マネジメント研修	責任者クラス教員	10月ごろ
キャリア教育インストラクター研修	学科長クラス	1月ごろ

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針

自己点検・評価結果について、本校教職員以外の関係者による評価を行うために以下の委員で構成する学校関係者評価委員会を理事会のもとに設置する。
「学校関係者評価委員会」
　1. 理事及び評議員　2. 学校長　3. 副学校長　4. 事務局長　5. 教務部長　6. 学科長
　7. 業界関係者　8. 高等学校関係者　9. 近隣関係者　10. 卒業生代表　11. 保護者代表
　委員を多くの関係者から選出することで、自己点検・評価結果の客観性を高めるとともに、委員会での審議を通じて示された各委員からの要望や提案を学内の運営会議で検討し、改善に取組むことで、委員の方々をはじめとした本校の利害関係者からの学校運営に対する理解促進や連携強化による教育力の向上を図る。

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（1）教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、学校の特色、学校の将来構想
（2）学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、人事制度、意思決定システム、情報システム
（3）教育活動	学科の教育目標、教育到達レベル、カリキュラムの体系化と科目配置、ｷｬﾘｱ教育、授業評価、教員の確保、教員研修、成績評価基準、資
（4）学修成果	就職率、資格取得率、退学率、学生・卒業生の社会的活躍
（5）学生支援	就職支援、学生相談、経済面支援、健康管理体制、課外活動、生活環境支援、保護者連携、卒業生支援
（6）教育環境	施設・設備、学外実習、防災体制
（7）学生の受入れ募集	募集活動、教育効果の開示、入学選考、学納金
（8）財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
（9）法令等の遵守	法令順守、個人情報保護、自己点検、自己評価とその公開
（10）社会貢献・地域貢献	社会貢献活動・ボランティア活動
（11）国際交流	国際交流の取り組み

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）学校関係者評価結果の活用状況
どの委員からも情報公開に係る項目以外については概ね基準を満たしているとの回答をいただいた。委員の中には国家試験に対する取組みを高評価なさる方もいた。ただ、企業等から参画した委員からは基準3の教育活動において、教員の資質の向上こそが優秀な人材を輩出する鍵になるので、教員の研修をもっとシステム的に取組んでもよいのではないかという意見があり、企業等に勤務する卒業生代表委員からも同様の意見が上がった。教員の研修については、ある程度の計画を立てた上で受講させているものの、基準が曖昧な点もあるのも事実なので、現計画を再考し、予算の都合もあるが、今年度の今後の研修も改善できるのであれば改善し、運営会議で承認を得て実行する。
　また地域貢献として学校教育資源の活用方法をもっと改善してはどうかという意見があった。これについては今年度本校でも学生を人的資源として、校舎・設備を物的資源として活用するという取り組みを始めた。特にこれまで単発でのボランティア活動程度しか地域へ貢献できておらず、教職員含めこの点について改善を図りたいという意識が強いため、今年度は北中島地域活動協議会と連携を図り、地域イベントの“北中島まつり”に学生100名がボランティアとして活動し、また本校の学園祭にも地域の方々をお呼びして、交流を図るようにしている。
各学科共通して言えることは『定員を充足し実践的で質の高い教育を行ってゆくこと』が課題である。
とりわけ看護学科においては、看護師と介護福祉士それぞれの専門性や役割、連携することの意義などを理解し、より良い関係を築く力や実践力を養う『連携授業』には特に評価を頂いていることから、今後ますます現場で不可欠となる看護と介護の連携を学ぶ『連携授業』の強化を行った。

（4）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年9月10日現在

名　前	所　　属	任期	種別
川﨑　純子	独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	企業等委員
加藤　正人	社会福祉法人　隆生福祉会	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	企業等委員
森田　正良	大阪府立柴島高等学校	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	高等学校
新谷　美佳	株式会社LITALICO	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	企業等委員（卒業生）
田中　幸恵	北中島地域社会福祉協議会	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	地域代表
丸川　奈津美	大阪保健福祉専門学校	2023年4月1日～2024年3月31日（1年）	保護者代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
（例）企業等委員、PTA、卒業生等

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ）・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（　　）　）　／ 公開時期：学校関係者評価委員会開（9月更新）

URL:http://www.ochw.ac.jp/wp-content/uploads/gakkou/jyouhou/021_2.pdf

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報については、法人の情報公開規程に基づき、情報の公開及び開示に関し必要な事項を定め、当該情報を積極的に公開することにより、学園の教育活動や取り組みについて広く社会に対する説明責任を果たすとともに、公正で透明性の高い運営を推進し、教育活動の改善や社会全体からの信頼の獲得に資する。その方法としては学校案内の作成・配布・閲覧をはじめ、説明会等における説明やホームページへの掲載等を行う。

（2）「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
（1）学校の概要、目標及び計画	大阪滋慶学園について、学校の沿革と教育目標
（2）各学科等の教育	教育システムと教育スケジュール、各学科教育目標、教科課程、学年暦
（3）教職員	教職員数
（4）キャリア教育・実践的職業教育	学外実習先、学外研修の手引き、卒業研究・課題研究、就職フェア
（5）様々な教育活動・教育環境	施設・環境、学友会活動・地域連携
（6）学生の生活支援	学生マンション、学生相談室、学費相談窓口について
（7）学生納付金・修学支援	学費一覧、学費サポート
（8）学校の財務	法人財務状況
（9）学校評価	自己点検・自己評価と学校関係者評価、第三者評価
（10）国際連携の状況	海外研修実績、海外研修報告
（11）その他	社会貢献・地域貢献、高専連携、ボランティア活動

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）情報提供方法

学校ホームページにて情報提供　（URL:http://www.ochw.ac.jp/gakkou/approval）

授業科目等の概要

（医療専門課程　看護学科）令和４年度

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			論理学	論理的な思考力、論文読解力、論理的な文章表現力を身につける。	１前	16	1	○			○			○	
○			情報科学	ＯＡ機器の基本操作と、情報社会に対応できる情報の収集と整理、活用方法を学習する。	２後	16	1	○			○			○	
○			自然科学の基礎	生物の多様性、必要な化学と、臨床現場で現れる物理現象を理解するための基礎知識を身につける。	１前	30	1	○			○			○	
○			倫理学	生命に関する倫理的問題等について考え、人間性に根ざした倫理的判断力を身につける。	１前	16	1	○			○			○	
○			教育学	現代における教育的問題について理解するとともに、教育の意義および学習支援の方法について学ぶ。	１後	16	1	○			○			○	
○			心理学	人間のこころと行動の動きを多面的にとらえ、自己理解や他者理解を深める学習をする。	１前	16	1	○			○			○	
○			家族論	現代社会の家族の特徴、顔z久野昨日と役割を学び、家族が個人に及ぼす影響について考える。	１後	16	1	○			○			○	
○			英語Ⅰ	看護に関する基礎的な単語を理解し、臨床で必要となる英会話（文法・リスニング）の基礎的能力を身につける。	１前	30	1	○			○			○	
○			英語Ⅱ	臨床における診察や検査・治療時及び案内や指導に必要なコミュニケーション能力を身につける。	３前	30	1	○			○			○	
○			人間関係論	人間関係構築に必要な知識を身につけ、さまざまな人間関係や人間の行動や態度についての理解を深める。	１後	16	1	○			○			○	
○			保健体育	活動の必要性と気分転換の方法、また身体機能向上を図り、健康の諸問題について運動・活動を通して考える。	１前	16	1	○	○		○			○	
○			カウンセリングの理論と技法	自己理解・他者理解を深めカウンセリングの基本と技法について学習する。	２後	16	1	○	○		○			○	

○			キャリア形成論	看護職としての学び方、生き方、働き方についての考え方を深め、自己のキャリアデザインを描く。	1後	16	1	○		△	○		○		
○			情報倫理	ITに関する基礎的知識を理解し、情報社会において、正しい情報を選択すり方法、倫理的判断・	1前	16	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅰ	人体の構造と機能の概要、細胞と組織、体液、生殖機能についての知識を習得する。	1前	16	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅱ	呼吸・循環器系の機能と構造についての知識を習得する。	1前	30	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅲ	感覚・神経機能と構造、及び運動のための機能と構造についての知識を習得する。	1前	30	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅳ	栄養の消化と吸収のための機能と構造の知識を習得する。	1前	16	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅴ	腎・泌尿器系の構造と機能、体液調整のしくみについての知識を習得する。	1後	16	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅵ	内分泌・外分泌、代謝のしくみと関係器官の機能と構造についての知識を習得する。	1後	16	1	○			○			○	
○			解剖生理学Ⅶ	血液・造血器系の機能と構造、免疫のしくみについての知識を習得する。	1後	16	1	○			○			○	
○			栄養と代謝	栄養成分の体内での物質代謝、健康の維持や健康改善の為の食生活についての知識を習得する。	1前	30	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅰ	機能障害の成り立ち、および治療・検査等についての知識を習得する。	1前	16	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅱ	呼吸・循環機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	1前	30	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅲ	神経・運動機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	1後	30	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅳ	消化・吸収機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	1後	16	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅴ	腎・泌尿器系機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	1後	16	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅵ	内分泌・代謝機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	2前	16	1	○			○			○	

○			病態治療学Ⅶ	血液・造血器・免疫機能障害の病態・症状・治療・検査等についての知識を習得する。	2前	16	1	○			○			○	
○			病態治療学Ⅷ	精神機能障害の病態・症状・治療・検査等の知識を習得する。	2前	16	1	○			○			○	
○			微生物学	微生物の生態と人間への影響、感染のしくみと微生物感染の予防について理解する。	1前	30	1	○			○			○	
○			臨床薬理学	薬物の化学的性質と吸収過程、治療としての薬理作用や人体への作用（有害事象）について理解する。	1後	16	1	○			○			○	
○			臨床検査治療論	機能障害の原因や程度を査定する臨床検査や麻酔及び放射線医学の基礎と診断・治療、生体への影響を理解する。	2前	30	1	○			○			○	
○			地域福祉論	地域福祉の基本的理念・考え方推進の状況、関連機関について理解し、看護との関連性や連携について考える。	3後	16	1	○			○			○	
○			保健医療論Ⅰ	医療を取り巻く現代社会や日本の保健医療の概要について学び、保健医療の中での看護の役割を理解する。	3前	16	1	○			○			○	
○			保健医療論Ⅱ	医療を取り巻く現代社会や日本の保健医療の概要について学び、保健医療の中での看護の役割を理解する。	3後	16	1	○			○			○	
○			社会福祉	日本の保健医療福祉の概要および保健医療の中での看護の役割を学び、患者・利用者に提供できる知識を身につける	1後	16	1	○			○			○	
○			関係法規	法の概念、看護職に必要な法令と自己の権利と責務についての知識を習得する。	3後	30	1	○			○			○	
○			公衆衛生学	公衆衛生の理念と人間を取り巻く環境について学び、保健医療システムや看護の役割についての知識を習得する。	1後	30	1	○			○			○	
○			看護学概論	看護の概念･目的・機能、看護学の発展の歴史、看護の将来的展望と課題について理解する。また、ワークを通して主体的に考える力を身につける。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			基本技術論Ⅰ	人間関係構築の基礎となるコミュニケーション技術と、感染予防や医療安全の技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			基本技術論Ⅱ	看護場面において共通の基本技術となる観察、測定の技術と、看護問題解決の手段としての看護過程展開技術を習得する。	1後	30	1	○	△		○		○		
○			生活援助論Ⅰ	人間にとっての環境・活動と休息の意義と、健康の保持・増進、回復にむけた活動と休息の援助を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			生活援助論Ⅱ	健康の保持・増進、健康回復のための栄養・代謝への援助および排泄の援助を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○		○		

○			生活援助論Ⅲ	健康の保持・増進、健康回復のための栄養・代謝への援助および排泄の援助技術を身につける。	1後	30	1	○	△		○		○		
○			臨床援助論Ⅰ	診察・検査、治療処置時における看護の役割を理解し、援助技術を習得する。	2前	30	1	○	△		○		○		
○			臨床援助論Ⅱ	薬物療法の目的・方法、安全な与薬方法、救急救命処置の方法、事故防止についての知識・技術を習得する。	2後	30	1	○	△		○		○		
○			基礎看護演習	患者を尊重しながら、患者にとって快適な環境、生活援助技術を提供できる知識・技術・態度を身につける。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			臨床判断演習	シミュレーションを通して、気づく視点やアセスメント、リフレクションにより、患者にとって今何をすべきか判断する力を身につける。	1後	16	1	○	△		○		○		
○			看護研究Ⅰ	看護における研究の目的および研究の基礎を学び、批判的思考や研究的態度を身につける。	2後	16	1	○	△		○			○	
○			在宅看護概論Ⅰ	在宅看護の基本理念や地域包括ケアシステムの必要性義、家族支援への理解を深める。	1後	16	1	○			○		○		
○			在宅看護概論Ⅱ	フィールドワークを通して、地域の課題発見に取り組み、看護職が地域で果たす役割について考える。	3前	16	1	○	○		○		○		
○			在宅援助論Ⅰ	地域でくらす人々の社会資源とエンドオブライフケアについて学び、看護が果たす役割について考える。	1後	16	1	○			○		○		
○			在宅援助論Ⅱ	在宅療養者やその家族の生活をアセスメントし、社会資源の活用について考える。在宅療養者の看護過程の基礎を学ぶ。	2前	16	1	○			○		○		
○			在宅援助論Ⅲ	演習を通して、在宅療養者と家族にとって安全・安楽や経済性・継続性を考慮した医療的ケアや看護技術を身につける。	2後	16	1	○	○			○	○		○
○			他職種連携	医療・福祉系の職種の役割について学ぶ。また医療・福祉系学科の学生とのグループワークを通じて、チームにおける看護職の役割についての理解を深める。	2前	30	1			○		○	○		
○			成人看護学概論	ライフサイクルにおける成人期の位置づけを理解し、成人を取り巻く生活環境・社会生活・医療環境をふまえ、成人看護の役割を学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
○			成人援助論Ⅰ	呼吸機能および循環機能に障害のある対象の特性と、対象に必要な援助について理解する。	2前	30	1	○			○		○		
○			成人援助論Ⅱ	循環機能・脳神経機能に障害のある対象の特性と、対象に必要な援助について理解する。	2前	30	1	○			○		○		
○			成人援助論Ⅲ	消化機能、排泄機能に障害がある対象の特性を理解し、対象に必要な援助を理解する。	2前	30	1	○			○			○	

○			成人援助論Ⅳ	内分泌・代謝機能、血液・免疫機能に障害のある対象の特性を理解し、必要な援助をについて理解する。	2後	30	1	○			○			○	
○			成人援助論Ⅴ	看護過程の展開を通して、手術療法を受ける対象の看護を学ぶ。	2後	30	1	○			○			○	
○			成人援助論Ⅵ	終末期にある対象と家族を理解し、対象と家族の意思を尊重し、その人らしく過ごすための支援について考える。	2後	30	1	○			○			○	
○			老年看護学概論	加齢に伴う機能の変化について学び、老年期にある対象とその家族を理解し、看護と看護師の役割を理解する。	1後	30	1	○			○		○		
○			老年援助論Ⅰ	認知症の対象の理解及び看護について理解する。認知症サポーター養成講習を通して、看護の役割について考える。	2前	16	1	○	○		○		○		
○			老年援助論Ⅱ	老年期の運動機能に障害を持つ対象の看護について、看護過程の展開方法を学ぶ。	2前	30	1	○			○		○		
○			老年援助論Ⅲ	老年期に起きやすい栄養・代謝及び排泄障害について理解し、それらの看護について学ぶ。	2後	30	1	○			○			○	
○			小児看護学概論	小児期にある対象と家族の特徴や、小児期に多い健康問題、看護師の役割について理解する。	1後	16	1	○			○			○	
○			小児援助論Ⅰ	小児看護における、治療・検査・処置時の看護について学ぶ。	2前	16	1	○			○			○	
○			小児援助論Ⅱ	様々な健康レベルにある小児期の対象の外来から入院・退院までの看護について学ぶ。重症心身障がい時と家族に対する看護の役割について考える。	2前	30	1	○	△		○			○	
○			小児援助論Ⅲ	小児期の発達に応じた看護、小児期に特有な健康障害とその看護について学ぶ。	2後	30	1	○			○			○	
○			母性看護学概論	母性看護の対象、母性の健康保持増進と保健について学習し、母性看護の理念と看護師の役割を理解する。	1後	30	1	○			○			○	
○			母性援助論Ⅰ	妊娠・分娩・産褥の正常な生理、異常と治療についての知識を習得する。	2前	30	1	○			○		○		
○			母性援助論Ⅱ	正常な産褥期の母児、およびハイリスクな母児と家族への看護を学ぶ。	2前	30	1	○	△		○		○		
○			母性援助論Ⅲ	女性生殖機能障害を抱える対象の疾患やその看護について学ぶ。	2後	16	1	○	△		○		○		
○			精神看護学概論	精神看護の概念と精神看護の変遷を学び、精神看護の機能と役割、精神保健について理解する。	2前	30	1	○			○		○		

○			精神援助論Ⅰ	精神看護に関する概念と、基本的な理論を理解し、看護技術としてのコミュニケーション技術を身につける。	2後	16	1	○			○			○	
○			精神援助論Ⅱ	精神に障害を持つ患者の主要な状態像と、それに対する検査・看護の知識を習得する。	2後	30	1	○	△		○		○		
○			精神援助論Ⅲ	主要な精神疾患の病態・治療・看護について学習し、セルフケア理論に基づき、紙面上で看護過程の展開ができる。	2後	16	1	○	△		○		○		
○			医療安全	実際に起こった看護場面などから、事故発生要因や危険を理論的に考え、事故防止策を理解する。	3後	16	1	○	△		○			○	
○			看護管理	医療チームに関わる人々と協働して、チームアプローチの重要性と看護マネジメントの関連を理解する。	3前	16	1	○			○		○		
○			災害看護	災害という緊急状況にある対象に応じた看護のあり方を理解する。	3後	16	1	○			○			○	
○			国際看護概論	多様な価値観の中においても看護が行えるために、海外の医療・看護についての理解を深める学習をする。	3後	16	1	○			○			○	
	○		国際看護Ⅰ（Ⅱ）	海外研修を通して、世界の健康問題と看護活動の現状と課題についての理解を深める。	2後	16	1			○		○		○	
○			看護研究Ⅱ	グループで、これまでに修得した基礎的・臨床的知識をもとに科学的根拠に基づいた研究テーマを設定し、テーマに沿って現象の実態を明らかにする研究論文としてまとめ、発表する。	3前	30	1	○	△		○		○		
○			統合演習	多重課題に対応するために必要なアセスメント能力と実践方法を身に付ける。および、看護実践に必要な知識・技術を習得する。	3後	30	1	○	△		○			○	
○			基礎看護学実習Ⅰ	様々な発達段階、健康段階にある対象とのコミュニケーションを通して、看護の対象である人々の暮らしを理解する。	1前	40	1			○		○	○		
○			基礎看護学実習Ⅱ	病院の概要、対象の療養環境を知り、コミュニケーションを通して対象の思いを知る。また安全・安楽な援助を実践するための基礎的知識・技術・態度を学ぶ。	1後	80	2			○		○	○		
○			在宅看護論実習	地域で生活する人とその家族を理解し、在宅における看護が実践できる基礎的能力を習得する。	3後	80	2			○		○	○		
○			成人看護学実習Ⅰ	慢性疾患や障害を抱える成人期の対象がセルフケアマネジメント能力を獲得するための支援をするための基礎的能力を習得する。	2後	80	2			○		○	○		
○			成人看護学実習Ⅱ	疾患からの回復が困難な成人期の対象とその家族に対して、QOLの維持・向上を目指した看護を実践するための基礎的能力を習得する。	3前	80	2			○		○	○		
○			成人看護学実習Ⅲ	急激な健康破綻や生命の危機状態にある対象への看護を実践する基礎的能力を習得する。	3前	80	2			○		○	○		

○			老年看護学実習Ⅰ-A	健康障害を抱える老年期の対象の日常生活自立度に応じた看護を実践するための基礎的能力を習得する。	2前	40	1			○		○	○		
○			老年看護学実習Ⅰ-B	老年期にある対象とのかかわりを通して、健康障害や生活状況を理解し、看護を実践するための基礎的能力を習得する。	2後	80	2			○		○	○		
○			老年看護学実習Ⅱ	健康障害と加齢により日常生活に影響を及ぼしている対象がその人らしく生きていくための看護実践の基礎的能力を習得する。	2後	80	2			○		○	○		
○			小児看護学実習	小児期にある対象を統合的に理解し、対象に応じた看護を実践できる基礎的能力を習得する。	3前	80	2			○		○	○		
○			母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥期にある対象を統合的に理解し、対象に応じた看護を実践できる基礎的能力を習得する。また、女性の生涯にわたる健康へのかかわりの必要性を理解する。	3後	80	2			○		○	○		
○			精神看護学実習	精神障害をもった対象のセルフケア能力を支援する看護を実践するための基礎的能力を習得する。	3前	80	2			○		○	○		
○			統合実習	既習のを知識・技術を統合し、患者の状態に応じて安全に看護を実践する能力や、状況を考慮して看護判断ができる基礎的能力を習得する。	3後	80	2			○		○	○		○

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
授業科目の成績評価は、各学科で定める試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。また、各科目の授業時間数の３分の１以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができない。上記の評価に基づき、履修認定会議、卒業・課程修了判定会議を経て、学校長が行う。	１学年の学期区分	2期
	１学期の授業期間	18週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。